

## 鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第1条の2 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずる者を除く。以下同じ。）が県内の特定建築物のバリアフリー化を促進し、もって本県における福祉のまちづくりを推進することを目的として交付する。

### (補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、次の各号に掲げる施設について、建築物移動等円滑化基準（条例第16条から第23条までに定めるものを含む。以下「基準」という。）に適合する整備その他バリアフリー化に資する整備（以下「間接補助事業」という。）を行う建築主等に対し、当該間接補助事業に要する経費（工事請負費、委託料その他知事が適当と認めるものに限る。以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に各号に定める交付割合を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 特定建築物（次に掲げるものを除く。）の別表1の第1欄に掲げる施設（第2号に該当するものを除く。） 別表1第4欄に定める割合

ア 次に掲げる用途の建築物に係る建築（用途の変更をして当該用途にすることを含む。）

(ア) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条に規定する障害児入所施設

(ウ) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設

(エ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設

(オ) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

(カ) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第2条第1項に規定する区分所有権の対象となる部分を有する共同住宅

ウ 法第14条第1項の規定の適用を受ける特別特定建築物（条例第13条各号に掲げるもの及び政令第9条に規定する規模未滿のものを除く。）。ただし、当該特別特定建築物において、垂直移動が1層分以内のエレベーターを設置する場合を除く。

(2) 特別特定建築物（第1号のアからウに掲げるものを除く。）の別表2の第1欄に掲げる施設（一般公共の用に供されるものに限る。） 別表2第4欄に定める割合

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額（別表1又は別表2の第1欄に定める区分毎に、第2欄に定める額を控除した額とし、第3欄に定める額を限度とする。）に第5欄に定める割合を乗じて得た額（千円未滿の端数は切り捨てるものとする。）以下とする。

3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

第4条 本補助金の交付申請は、原則として、事業を行おうとする日の30日前までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、間接補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる額と仕入控除税額を含む間接補助対象経費の額（別表1及び別表2の第3欄に定める額を限度とする。）に補助率を乗じて得た額の合計額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から速やかに行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第6条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、第13条から第14条まで、第16条第2項後段、第17条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（変更等の承認）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 間接補助対象経費の20パーセントを超える減
  - (2) 設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

- 2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。
- (1) 前条第1項に規定する変更
  - (2) 間接補助事業の中止又は廃止

（指示等の報告）

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（実績報告の時期等）

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日
  - (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、建築物移動等円滑化基準チェッ

クリスト及び設計図書を添付しなければならない。

- 4 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（第1項の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに行わなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 6 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

附 則

この要綱は、平成12年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月4日から施行し、平成14年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月30日から施行し、平成18年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成20年9月12日から施行し、同年10月1日以後に実施する補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行し、平成23年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年7月28日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年12月25日から施行し、平成27年12月25日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年7月2日から施行する。

別表1（第3条第1項（1）関係）

1 間接補助事業	2 控除額	3 限度額	4 交付割合	5 補助率
1 新築の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）	当該便所について基準に適合するようにするために必要な措置を全て行わないとした場合に、当該便所を整備するのに要する経費の額	1,200千円	2分の1	4分の1
2 新築の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		3,000千円		
3 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所、及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下同じ。）まで（当該便所を、移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該便所及び利用居室まで）の経路	(1)直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものを除く。）の整備に要する経費の額 (2)廊下等の整備（傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額 (3)階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額 (4)敷地内通路の整備（傾斜路の設置を除く。）に要する経費の額	3,000千円		
4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）		20,000千円		
5 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口、及び道等又は車いす利用者用駐車施設から当該出入口までの経路	(1)直接地上へ通ずる出入口の整備（自動的に開閉する構造の戸及び条例第19条第2項第1号イに規定する設備の設置を除く。）に要する経費の額 (2)3の項の(3)から(4)までに掲げる額	3,000千円		
6 建築物の移動等円滑化経路内に設置されるもの	当該移動円滑化経路の整備（条例第19条第2項第1号イに規定する設備及び点字表示板の設置を除く。）に要する経費の額	3,000千円		
7 建築物に整備される政令第14条第1項第2号に規定する水洗器具		1,000千円		
8 建築物に整備される政令第17条第1項に規定する車いす利用者用駐車施設、及び当該車いす利用者用駐車施設の屋根（当該車いす利用者用駐車施設から移		2,000千円		

<u>動等円滑化経路を構成する出入口までの経路に設けるものを含む)</u>				
<u>9 建築物に整備される電光表示板、フラッシュライト等（聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものに限る。）</u>		<u>500 千円</u>		

別表2（第3条第1項（2）関係）

<u>1</u> 補助対象施設	<u>2</u> 控除額	<u>3</u> 限度額	<u>4</u> 交付割合	<u>5</u> 補助率
<u>1 新築の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）</u>	<u>当該便所について基準に適合するようにするために必要な措置を全て行わないとした場合に、当該便所を整備するのに要する経費の額</u>	<u>1,200 千円</u>	<u>2分の1</u>	<u>4分の1</u>
<u>2 新築の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）</u>		<u>3,000 千円</u>		
<u>3 既存の建築物に整備される政令第14条第1項第1号に規定する便所、及び床、壁、天井の仕上げ等（当該便所の整備に伴い発生する関連工事に限る。）、並びに道等又は車いす使用者用駐車施設から当該便所及び利用居室（当該便所と同一の階にあるものに限る。以下同じ。）まで（当該便所を、移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該便所及び利用居室まで）の経路</u>	<u>(1)直接地上へ通ずる出入口の戸（自動的に開閉する構造のものを除く。）の整備に要する経費の額</u> <u>(2)廊下等の整備（傾斜路の設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額</u> <u>(3)階段の整備（手すりの設置並びに誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設を除く。）に要する経費の額</u> <u>(4)敷地内通路の整備（傾斜路の設置を除く。）に要する経費の額</u>	<u>5,000 千円</u> <u>※1</u> <u>3,000 千円</u>	<u>3分の2</u>	<u>3分の1</u>
<u>4 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成するエレベーター（当該建築物が全ての基準に適合する場合に限る。）</u>		<u>20,000 千円</u>	<u>2分の1</u>	<u>4分の1</u>
<u>5 既存の建築物に整備される移動等円滑化経路を構成する出入口、及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該出入口までの経路</u>	<u>(1)別表1第5項第2欄(1)に掲げる額</u> <u>(2)別表1第3項第2欄(2)及び(3)に掲げる額</u> <u>(3)敷地内通路の整備（傾斜路の設置、誘導用床材及び注意喚起用床材の敷設並びに通路の舗装等改修を除く。）に要する経費の額</u>	<u>5,000 千円</u> <u>※1</u> <u>3,000 千円</u>	<u>3分の2</u>	<u>3分の1</u>

6	<u>既存の建築物に整備される便所（洋便器、自動水栓、手すり、ベビーチェア等）</u>		<u>第6項から第10項の合計で</u> <u>5,550千円</u> <u>※2</u>		
7	<u>既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される手すり</u>				
8	<u>既存の建築物の廊下拡幅改修に伴う床、壁、天井</u>				
9	<u>既存の建築物に整備される利用居室の出入口（開口幅の拡幅、引き戸化等）</u>				
10	<u>既存の建築物及び当該建築物の敷地に整備される誘導用床材及び注意喚起用床材</u>				
11	<u>既存のホテル・旅館に整備される政令第15条第1項に規定する客室、及び道等又は車いす使用者用駐車施設から当該客室まで（当該客室を、移動等円滑化経路を構成する出入口と併せて整備する場合にあっては、当該出入口から当該客室まで）の経路</u>	<u>別表1第3項第2欄に掲げる額</u>	<u>5,000千円</u>		
12	<u>別表1及び別表2の第1欄に掲げる施設（本項を除く。）の整備に伴い必要となる工事、建築主等の提案によるバリアフリー化工事（床面積の合計200平方メートル以下の既存建築物に限る。）</u>		<u>500千円</u>		
13	<u>建築物の移動等円滑化経路を内に設置されるもの</u>	<u>当該移動円滑化経路の整備（条例第19条第2項第1号イに規定する設備及び点字表示板の設置を除く。）に要する経費の額</u>	<u>3,000千円</u>	<u>2分の1</u>	<u>4分の1</u>
14	<u>建築物に整備される政令第14条第1項第2号に規定する水洗器具</u>		<u>1,000千円</u>	<u>新築2分の1</u>	<u>新築4分の1</u>
15	<u>建築物に整備される政令第17条第1項に規定する車いす使用者用駐車施設、及び当該車いす使用者用駐車施設の屋根（当該車いす使用者用駐車施設から移動等円滑化経路を構成する出入口までの経路に設けるものを含む）</u>		<u>2,000千円</u>	<u>改修3分の2</u>	<u>改修3分の1</u>



<u>16 建築物に整備される電光表示板、フラッシュライト等（聴覚障がい者に緊急情報を伝達することができるものに限る。）</u>		<u>500 千円</u>		
--	--	---------------	--	--

※1 劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場、公会堂、百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館及び飲食店の用途に供する建築物に限る

※2 個別の補助金額の上限は次のとおりとする。洋便器：1箇所当たり 500 千円、低リップ型小便器：1箇所当たり 300 千円、自動水栓：1箇所当たり 200 千円、便所手すり：1箇所当たり 55 千円、ベビーチェア：1箇所当たり 100 千円、ベビーベッド：1箇所当たり 200 千円、手すり：1m当たり 15 千円、廊下拡幅改修：1m当たり 100 千円、出入口：1箇所当たり 1,600 千円、誘導用床材及び注意喚起用床材：1㎡当たり 25 千円

様式第1号（第4条、第10条関係）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業計画（報告）書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容

（単位：千円）

事業の 区分	事業実施 （予定） 箇所	事業費	<u>間接</u> 補助対象 経費	着工 （予定） 年月日	完成 （予定） 年月日	補助金 交付申請 額	備考

注意 1 本事業計画（報告）書には、必要に応じ、次の書類を添付すること。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物）
- (2) 配置図（縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置）
- (3) 各階平面図（縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法）
- (4) 整備を行う部分の詳細図
- (5) 当該補助事業実施に係る費用の見積書の写し
- (6) その他知事が必要と認める書類

2 事業の区分の欄には、別表1、2の別及び別表第1欄の番号を記載すること。

3 補助金交付申請額は、間接補助対象経費の額と限度額のいずれか低い額に各区分に応じた交付割合を乗じて得た額とし、千円未満は切り捨てること。

3 他の補助金の活用の有無 有 ・ 無

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載した書類を添付すること。

※過去に補助金を活用して整備した実績がある場合についても、当時の整備内容を記載した書類を添付すること。

※今後、当該建物に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合についても、その内容を記載した書類を添付すること。

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度 鳥取県福祉のまちづくり推進事業収支予算（決算）書

歳入予算（決算）

（単位：千円）

財源 区分	区分 財源内訳	予 算			決 算 (見込み)
		当 初 議決 (予定) 年月日	回 補 正 議決 (予定) 年月日	計	
一般 財源	税収入				
特定 財源	県補助金 地方債 その他の財源				
	計				

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

歳出予算（決算）

（単位：千円）

科 目	予 算 額			流用等 増△減額	予算 現額	支払額	繰越額	不用額	摘要
	当初 計上額	補正 増△減額	計						
(項)									
(目)									
(節)									
計									

（注）1 記載内容について変更する場合は、変更前を上段（ ）とすること

第 号  
年 月 日

様

事務所長

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付（変更）決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知する。

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（平成12年3月7日付福第661号鳥取県福祉保健部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

事務所長 様

住所  
申請者 氏名

年度鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金進捗状況報告書

年 月 日付第 号による交付決定に係る事業の 年度内の進捗状況について、鳥取県補助金等交付規則第17条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

補助金等の名称	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金	
	算定基準額	交付決定額
交付決定	円	円
年度までの実績①	円	円
年度における実績②	円	円
年度以降の実施予定③	円	円

(注) ①から③までの合計は、交付決定と一致するものである。